

住民票・戸籍謄本など、第三者に不正取得はさせない！
「本人通知制度」の登録を受け付けています。

本人通知制度は、住民票の写しや、戸籍謄本等を本人の代理人や第三者に交付した場合、事前に登録していただいた方に対して、その事実を郵送により通知する制度です。

住民票の写し等の不正請求と不正取得を抑止し、個人の権利の侵害の防止を図ることを目的としています。

制度のイメージ



本人通知制度を利用するには…

事前に登録が必要です。
本人通知制度登録申請書を提出してください。

① 登録できる方

和歌山市に住民登録や戸籍のある方

② 必要なもの

運転免許証、マイナンバーカードなどの本人確認書類

③ 対象となる証明書

住民票の写し（除票の写しを含む）、住民票に記載した事項に関する証明書、戸籍の附票の写し（除票の写しを含む）、戸籍謄（抄）本、除籍謄（抄）本、戸籍の記載した事項に関する証明書

- 登録申請窓口／・市役所 1 階 市民課 3 番 本人通知窓口
・各サービスセンター、各文化会館
- 問合せ先／市民課 ☎435-1201
(平日 8 時 30 分～17 時 15 分 ※木曜日は 19 時まで)

えせ同和行為にご注意を！

「同和問題はこわい問題である」という誤った意識が人々に根強く残っていることに乗じて、同和問題を口実に何らかの利益を得るために企業や行政機関などに不当な圧力をかけることを「えせ同和行為」といいます。

えせ同和行為に遭遇した場合は、「検討します」などのあいまいな発言をせず、毅然とした態度で断ってください。また、そのような行為があれば人権同和施策課までご連絡ください。 ☎ 人権同和施策課 ☎ 435-1058

「ネット 110 番」

インターネット上の誹謗中傷やいじめ等の相談窓口

電話

☎435-1110 (人権同和施策課直通)
平日 9 時～17 時

相談
フォーム

<https://logoform.jp/form/fKMM/147649>



人権相談ダイヤル (人権ホットライン)

☎ 435-1110 (平日 9 時～17 時)

第 42 回 和歌山県小学校人権の花運動

「人権の花運動」とは、次代を担う小学生が協力して花を栽培することで、優しい思いやりのある心をはぐくむことを目的として実施している運動です。

- 最優秀賞 市立今福小学校



今月の題字、私が制作しました



市立和歌山高等学校
デザイン表現科 2 年
尾保手 南実さん

深みのある色と曲線で秋への豊かな実りをイメージしました。